

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及びト並びに第二十条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

第十第一号中「及びメトレレプチン製剤」を「メトレレプチン製剤及びアバタセプト製剤」に改める。

第十第二号（一）ハ中「及びスタリビルド配合錠」を「スタリビルド配合錠、イルトラ配合錠HD、イルトラ配合錠LD及びルナベル配合錠ULD（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）」に改める。